

法令とは

C
ゾーン

定義

★★ check

法令といった場合、一般的に「法律」と「命令」をいいます。

法律は国会が定めたルールであり、基本的な枠組みを定めたものになります。具体的には、**消防法**というものがこれにあたります。

一方、命令は行政機関が定めたルールであり、法律を実際に運用するため、具体化したものになります。

さらに命令は、内閣が定めた政令と各省の大臣が定めた省令に分かれます。ここでは、消防法という法律を具体化した危険物の規則に関する政令（以下、単に「**政令**」といいます）と総務省令としてより細かな数値等を定めた危険物の規制に関する規則（以下、単に「**規則**」といいます）を指します。

危険物に関する法令

法律（消防法）

命令

政令（危険物の規制に関する政令）

総務省令（危険物の規制に関する規則）

notes

法令で定める危険物

A
ゾーン

(1) 危険物（法別表）

定義

★★★★ check

消防法で定める「危険物」とは火災・爆発の危険性がある物質のうち法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性質を有するものをいいます。

消防法別表第1

別表第1では、危険物をそれぞれの性質により第1類から第6類に分類しています。危険性の高低により区分されているわけではありません。

類別	性質
第1類	酸化性固体
第2類	可燃性固体
第3類	自然発火性物質・禁水性物質
第4類	引火性液体
第5類	自己反応性物質
第6類	酸化性液体

第4類

危険物であるかどうかは危険物の類ごとに危険性を有しているかを試験により判定します。第4類は、引火点測定試験という方法により引火の危険性が判断されます。

notes